



# 辺だより 令和7年12月号

No. 64-1600

作成/ 浜辺の診療所 広報



師走に入り、街も気持ちもせわしなくなる季節ですね。疲れやすく、感染症も流行しやすい時期です。

無理せず、しっかりと睡眠をとて、健やかな毎日をお過ごしください ☺



## すこやかに生きるためのヒント

参考資料：政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/>

### ～マイナ救急で救急搬送がスムーズに！マイナ保険証の新しい活用法 ☺～



令和7年（2025年）10月1日より、全国にある全ての消防本部（720消防本部）、計5,334隊の救急隊（常時運用救急隊の98%）で全国一斉にマイナ救急を開始しています。



#### マイナ救急とは？

マイナ救急とは、救急現場において救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関の選定などに役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を目指す取組です。

119番通報で駆け付けた救急隊員は、傷病者の受診歴や薬剤情報などを基に、搬送先医療機関の選定や、救急車内での処置を行います。ところが、本人が意識を失い家族が動搖していたり、意識があっても処方された薬の名前を思い出せなかったりする場合、救急隊員の情報把握が難しいことがあります。



こうした「もしも」のときに役立つのが、マイナ保険証を活用した「マイナ救急」です。

#### マイナ救急の流れ

##### 119番通報時

指令員が通報者に対して  
マイナ保険証の準備を依頼



傷病者が情報閲覧に  
同意する



救急隊員がマイナ保険証を  
読み取り、医療情報などを  
閲覧する



円滑な搬送先医療機関の  
選定や処置に活用



※各消防本部によって、マイナ救急の流れは若干異なる場合があります。

マイナ救急には、

次のようなメリットがあります。

- 救急隊への受診歴・薬剤情報の説明など、傷病者の負担軽減。
- 意識のない傷病者に付き添う家族などが、傷病者の正確な受診歴や薬剤情報を把握していなくても情報伝達が可能。
- 救急隊が正確に傷病者の医療情報などを確認でき、円滑な搬送先医療機関の選定や処置が可能など。

## マイナ救急を利用するためには 必要な準備



マイナンバーカード  
の取得



マイナ保険証の  
登録



外出時には  
マイナンバーカード  
を持ち歩くこと



マイナ救急を利用するには、マイナンバーカードを所有し、かつマイナ保険証として健康保険証の利用登録が完了している必要があります。

傷病者のマイナ保険証がなければマイナ救急は実施ができないため、利用登録がまだの方は、もしものときに備えて利用登録し、外出時にもできる限りマイナ保険証を持ち歩きましょう。

マイナ保険証から救急隊員が閲覧できる情報は、氏名や住所などのマイナンバーカード上に記載された情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報に限られます。税や年金など、救急活動に関係のない情報は閲覧できません。また、マイナ保険証を読み込んだカードリーダー及びタブレット端末には、情報が記録されることもありません。



※ なお、傷病者が意識不明で同意取得が困難な場合は、傷病者の生命や身体を保護する必要があれば、同意なしに医療情報を閲覧することができます。なお、過去の医療情報の閲覧履歴は、マイナポータルで確認することができます。

急病になったり負傷したりすることは、誰にでも起こり得ます。しかし、そのときに、ご自身の医療情報を救急隊員に正確に伝えることは難しい場合もあります。「もしも」に備えて、マイナ保険証の登録を済ませ、マイナンバーカードを持ち歩きましょう。



今回は、政府広報オンライン（令和7年8月7日掲載記事）を引用しています。

～ わたしたちは「辛さから解放されてホッとした」と言われる診療所を目指しています～



診療時間	月	火	水	木	金	土
8:45～12:00	×	●	●	休	●	★
13:30～17:00	×	●	●	休	●	★

【休診日】木曜、日曜、祝日 + 月曜

★土曜は8:45～15:00（昼休みなし）の診療となります。